

○山武市残土の埋立てによる地下水の水質の汚濁の防止に関する条例

平成18年3月27日条例第97号

改正

平成18年5月2日条例第151号

山武市残土の埋立てによる地下水の水質の汚濁の防止に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 残土の埋立ての規制

第1節 安全基準等（第3条—第8条）

第2節 残土埋立事業許可（第9条—第24条）

第3節 監督（第25条—第28条）

第3章 地下水保全協定（第29条—第33条）

第4章 雑則（第33条の2・第34条）

第5章 罰則（第35条—第40条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民の健康を保護する上で土壌及び水質等の汚染の防止が不可欠であることにかんがみ、残土の埋立ての規制及び地下水保全協定に関し必要な事項を定めることにより、自然環境及び生活環境を保全し、あわせて残土の埋立てに使用された残土の崩落、飛散又は流出による災害の発生を未然に防止することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）残土 土砂及びこれに混入し、又は吸着した物並びに改良土（土砂又は廃棄物を人為的に加工し、又は添加して、その性状を改良したもののうち土砂と同様の形状を有するものをいう。）をいう。

（2）残土の埋立て 残土による土地の埋立て、盛土その他の土地への残土のたい積を行う行為をいう。

（3）残土埋立事業 残土の埋立てに供する区域（宅地造成その他の事業の工程の一部において残土の埋立てが行われる場合であって、当該事業を行う区域内の土壌から採取された残土を当該事業のために使用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域。以下「残土埋立事業区域」という。）以外の場所から採取された残土による残土の埋立てを行う事業であって、残土埋立事業区域の面積が300平方メートル以上であるものをいう。

第2章 残土の埋立ての規制

第1節 安全基準等

（残土の埋立てに使用される残土の安全基準）

第3条 市長は、残土の埋立てに使用される残土の汚染状態について、地下水の水質の保全の観点踏まえ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが必要な基準（以下「安全基準」という。）を規則で定めなければならない。

2 市長は、安全基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、山武市公害対策審議会の意見を聴かななければならない。

（残土の安全基準を超えた汚染の禁止）

第4条 何人も、残土を安全基準を超えて汚染してはならない。

（安全基準に適合しない残土の搬入の禁止）

第5条 残土を運搬する事業を行う者は、残土の埋立てに使用される残土を搬入しようとするときは、当該残土の汚染状態を確認しなければならない。

2 残土を運搬する事業を行う者は、安全基準に適合しない残土を搬入してはならない。

（土地所有者等の義務）

第6条 市の区域内の土地について所有権、地上権、賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利を有する者（以下「土地所有者等」という。）は、残土の埋立てを行おうとする者に対して土地を提供しようとするときは、当該残土の埋立てにより土壌が安全基準を超えて汚染され、又は災害が発生するおそれがあるか否かを確認しなければならない。

2 土地所有者等は、前項の規定により同項のおそれがあることを確認したときは、当該残土の埋立てを行おうとする者に対して土地を提供してはならない。

3 土地所有者等は、当該残土の埋立てにより土壌が安全基準を超えて汚染され、若しくは災害が発生し、又はこれらのおそれのあることが認められる場合においては、直ちに、当該残土の埋立てを行った者若しくは行おうとする者に対し当該残土の埋立ての中止若しくは停止を求め、又は原状の回復その他の必要な措置を講じなければならない。

(改良土又は安全基準に適合しない残土による残土の埋立ての禁止)

第7条 何人も、改良土又は安全基準に適合しない残土を使用して残土の埋立てを行ってはならない。

(残土の埋立てによる崩落等の防災措置等)

第8条 残土の埋立てを行う者は、当該残土の埋立てに使用された残土が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じなければならない。

第2節 残土埋立事業許可

(残土埋立事業の許可)

第9条 残土埋立事業を行おうとする者は、残土埋立事業区域ごとに、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、当該残土埋立事業が次に掲げる事業である場合にあっては、この限りでない。

(1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共団体が行う事業（以下「公共事業」という。）

(2) 採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）、千葉県土採取条例（昭和49年千葉県条例第1号）その他の法令及び条例（以下「法令等」という。）に基づき、許認可等（許可、認可、免許その他の申請者に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）がなされた採取場から採取された残土を販売するために一時的に当該残土のたい積を行う事業

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事業

(許可の申請)

第10条 前条の許可（以下「残土埋立事業許可」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に第11条及び第12条に規定する同意を得たことを証する書面、残土埋立事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める図書を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 残土埋立事業許可を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 残土埋立事業区域の位置及び面積

(3) 現場事務所（残土の搬入（次項に規定する一時たい積残土埋立事業である場合にあっては、搬入及び搬出）を管理するための事務所をいう。以下同じ。）その他残土埋立事業に供する施設の設置計画及び位置並びに当該現場事務所に置く現場責任者の氏名及び職名

(4) 残土埋立事業に使用される残土の量及び残土埋立事業が行われる期間

(5) 残土埋立事業区域の表土の地質の状況

(6) 残土埋立事業が完了した場合の残土埋立事業区域の構造

(7) 残土埋立事業に使用される残土の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画に関する事項

(8) 残土埋立事業に使用される残土の採取場所から残土埋立事業区域までの残土の運搬状況、運搬経路その他規則で定める事項を記録する措置

(9) 残土埋立事業が施工されている間において残土埋立事業区域以外の地域への排水の汚染状態を測定するために必要な措置

(10) 残土埋立事業が施工されている間において残土埋立事業区域以外の地域への当該残土埋立事業に使用された残土の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置

(11) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 残土埋立事業許可に係る残土埋立事業が他の場所への搬出を目的として残土のたい積を行う残土埋立事業（以下「一時たい積残土埋立事業」という。）である場合には、前項の規定にかかわらず、当該残土埋立事業許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に第11条及び第12条に規定する同意を得たことを証する書面、残土埋立事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める図書を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 前項第1号、第2号、第3号及び第8号に掲げる事項

(2) 残土埋立事業区域の表土の地質の状況（当該表土と残土埋立事業に使用される残土とが遮断されている構造である場合にあっては、その構造）

(3) 残土埋立事業に使用される残土の搬入及び搬出の年間の予定量並びに残土埋立事業が行われる期間

(4) 残土埋立事業に使用される残土のたい積の構造

(5) 残土埋立事業に供する施設及び残土埋立事業区域以外の地域への排水の汚染状態を測定するために設置する施設の構造

(6) 残土埋立事業に使用される残土について、当該残土の採取場所ごとに当該残土を区分するために必要な措置

(7) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

(申請の制限)

第10条の2 残土埋立事業の許可を受けようとする者は、残土埋立事業が行われる期間について3年を超えて申請することができない。ただし、当該許可の申請が一時たい積残土埋立事業に係るものである場合は、この限りではない。

2 前項に定めるもののほか、残土埋立事業許可を受けようとする者は、第27条又は第28条の規定により命令を受けた者である場合であって、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。

(土地所有者等の同意)

第11条 残土埋立事業許可を受けようとする者は、あらかじめ、残土埋立事業区域内の土地に係る土地所有者等と協議し、その同意を得なければならない。

(排水施設の管理者の同意)

第12条 残土埋立事業許可を受けようとする者は、あらかじめ、残土埋立事業に関係がある排水施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。

(許可の基準)

第13条 市長は、残土埋立事業許可の申請が第10条第1項の規定によるものである場合にあっては、次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、残土埋立事業許可をしてはならない。

(1) 申請者が次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 第27条又は第28条の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者

イ 第28条の規定により許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る山武市行政手続条例(平成18年山武市条例第7号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有するものであるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに順ずるものと同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。)であった者で当該取消の日から3年を経過しないものを含む。)ただし、申請者が第28条第3号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りではない。

ウ 第27条又は第28条の規定により残土埋立事業の停止を命ぜられ、その停止期間が経過しない者

エ 残土埋立事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をすることおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がアからエまでのいずれかに該当する者

(2) 第11条及び第12条に規定する同意を得ていること。

(3) 残土埋立事業が3年以内に完了するものであること。

(4) 申請に係る残土埋立事業区域の表土が安全基準に適合すること。

(5) 残土埋立事業が完成した場合において、残土埋立事業に使用された残土のたい積の構造が、当該残土埋立事業区域以外の地域への当該残土の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(6) 残土埋立事業に使用される残土の採取場所が特定されていること。

(7) 残土埋立事業が施工されている間において、残土埋立事業区域以外の地域への排水の汚染状態を測定するために必要な措置が図られていること。

(8) 残土埋立事業が施工されている間において、残土埋立事業区域以外の地域への当該残土埋立事業に使用された残土の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。

(9) 残土埋立事業区域の面積が3,000平方メートル以上の場合にあっては、現場事務所を設置し、かつ、当該現場事務所に現場責任者を置くこと。

(10) 第10条第1項第7号に規定する搬入計画において、許可を受けた日から6月以内に残土埋立事業に着手する計画となっていること。

2 市長は、残土埋立事業許可の申請が第10条第2項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が前項第1号、第2号及び第9号並びに次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、残土埋立事業許可をしてはならない。

(1) 残土埋立事業区域の表土が安全基準に適合すること。

(2) 残土埋立事業区域の構造が、当該残土埋立事業区域以外の地域への残土埋立事業に使用された残土の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(3) 残土埋立事業に使用される残土について、当該残土をその採取場所ごとに区分するために必要な措置が図られていること。

(4) 残土埋立事業区域以外の地域への排水の汚染状態を測定するための施設が設置されていること。

3 第1項第5号及び第8号並びに前項第2号の規定は、残土埋立事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものである場合であって、当該法令等が当該行為について残土の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を図っているものとして規則で定めるものであるときは、適用しない。

4 市長は、第1項第5号及び第2項第2号の構造上の基準(以下「構造基準」という。)を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、山武市公害対策審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、許可又は不許可の処分をしようとするときは、あらかじめ、山武市公害対策審議会の議を経なければならない。

(許可の条件)

第14条 市長は、残土埋立事業許可に残土埋立事業による地下水の水質の汚濁及び災害の発生を防止するために必要な条件を付することができる。

(変更の許可等)

第15条 残土埋立事業許可を受けた者は、第10条第1項又は第2項の各号に掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第11条及び第12条の規定を準用する。

2 残土埋立事業許可を受けたものが第27条又は第28条の規定による命令に従って、当該許可に係る第10条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を変更しようとする場合は、前項の規定は適用しない。

3 第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項において準用する第11条及び第12条に規定する同意を得たことを証する書面その他規則で定める図書を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 変更の内容及びその理由

(3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める事項

4 第1項の許可を受けようとする者は、残土埋立事業許可に係る残土埋立事業の期間を変更する場合にあっては、当該許可に係る残土埋立事業の期間が満了する日から起算して1年を超えて申請することができない。ただし、同項の許可の申請が一時たい積残土埋立事業に係るものである場合は、この限りではない。

5 第1項の許可を受けようとする者は、残土埋立事業の許可に係る残土埋立事業区域の面積を変更する場合にあっては、新たに残土埋立事業区域となる区域の面積について、当該許可に係る残土埋立事業区域の面積の10分の2を超えて申請することができない。

6 第1項の許可を受けようとする者は、第27条又は第28条の規定により命令を受けた者である場合であって、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。

7 第13条及び前条の規定は、第1項の許可について準用する。

8 残土埋立事業許可を受けた者は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、市長にその旨を届け出るとともに、第11条の同意をした土地所有者等及び第12条の同意をした排水施設の管理者に通知しなければならない。

(残土の埋立ての制限)

第16条 残土埋立事業許可(前条第1項の許可を含む。以下同じ。)を受けた者以外の者は、当該残土埋立事業区域内において残土の埋立てを行ってはならない。

(標識の掲示等)

第17条 残土埋立事業許可を受けた者は、当該残土埋立事業区域の見やすい場所に、当該残土埋立事業が施工されている間、その氏名又は名称、残土埋立事業が行われる期間、残土埋立事業に使用される残土の採取場所その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 残土埋立事業許可を受けた者は、当該残土埋立事業区域と当該残土埋立事業区域以外の地域との境界に、その境界を明らかにする表示を行わなければならない。

(残土埋立事業の着手の届出)

第17条の2 残土埋立事業許可を受けた者は、当該許可に係る残土埋立事業に着手したときは、着手した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(残土の搬入の届出)

第18条 残土埋立事業許可を受けた者は、残土埋立事業区域に残土を搬入しようとするときは、残土の採取場所ごとに、当該残土が当該採取場所から採取された残土であることを証する書面で規則で定めるもの及び当該残土が安全基準に適合していることを証する書面で規則で定めるものを添付して、市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該残土が安全基準に適合していることを証する書面で規則で定めるものの添付を省略することができる。

(1) 当該残土が公共事業により採取された残土である場合であって、安全基準に適合していることについてあらかじめ市長の承認を受けたとき。

(2) 当該残土が法令等に基づき許認可等がなされた残土の採取場から採取された残土である場合であって、当該採取場から採取された残土であることを証する書面で規則で定めるものが添付されたとき。

(3) 当該残土が他の場所への搬出を目的として残土のたい積を行う場所(当該場所において残土の採取場所が明確に区分されているものに限る。)から採取されたものであって、当該採取場所から採取されたことを証する書面で規則で定めるもの及び安全基準に適合していることを証する書面で規則で定めるものが添付されているとき。

(4) その他当該残土について土壌が安全基準を超えて汚染されているおそれがないと市長が承認した場合

(残土埋立事業に使用された残土の量の報告義務)

第19条 残土埋立事業許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該残土埋立事業に使用された残土の量(当該残土埋立事業が第10条第2項に規定する残土埋立事業である場合にあっては、搬入され、及び搬出された残土の量)を市長に報告しなければならない。

(検査の結果等の報告義務)

第20条 残土埋立事業許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該残土埋立事業区域の土壌及び当該残土埋立事業区域以外の地域への排水について検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。

2 残土埋立事業許可を受けた者は、当該残土埋立事業区域の土壌中に安全基準に適合しない残土があると認めるとき、又は当該残土埋立事業区域以外の地域への排水の水質が規則で定める排水基準に適合しないと認めるときは、直ちに、市長にその旨を報告しなければならない。

(残土埋立事業の廃止等)

第21条 残土埋立事業許可を受けた者は、当該許可に係る残土埋立事業の廃止をし、又は中止をしようとするときは、あらかじめ、当該残土埋立事業による土壌の安全基準を超えた汚染及び当該残土埋立事業に使用された残土の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該残土埋立事業の廃止をし、又は中止をしなければならない。ただし、当該残土埋立事業の中止をしようとする場合であって、当該中止をしようとする期間が2月未満であるときは、届け出を要しない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が当該残土埋立事業の廃止又は中止に支障がないかどうかの確認を行うものとする。

3 残土埋立事業許可を受けた者は、当該残土埋立事業の廃止をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出があったときは、残土埋立事業許可は、その効力を失う。

5 市長は、第3項の規定による届出があったときは、速やかに、当該残土埋立事業について第1項の措置が講じられているか否かの確認を行い、その結果を当該届出を行った者に通知するものとする。

6 前項の規定により第1項の措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、直ちに、当該措置を講じなければならない。

(残土埋立事業の完了等)

第22条 残土埋立事業許可を受けたものは、当該許可に係る残土埋立事業が完了する2月前の日までに、当該残土埋立事業が完了するまでの工程その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が当該残土埋立事業の完了に支障がないかどうかの確認を行うものとする。

3 残土埋立事業許可を受けた者は、当該残土埋立事業を完了したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該残土埋立事業により土壌が安全基準を超えて汚染されているか否か及び残土埋立事業区域が残土埋立事業許可の内容に適合しているか否かの確認を行い、その結果を当該届出を行った者に通知するものとする。

5 前項の規定により、当該残土埋立事業により土壌が安全基準を超えて汚染されている旨又は当該残土埋立事業に使用された残土の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、直ちに、当該残土埋立事業に使用された残土(当該残土により安全基準に適合しないものとされた土壌を含む。)の全部若しくは一部の撤去その他の当該残土埋立事業による土壌の安全基準を超えた汚染又は当該残土埋立事業に使用された残土の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(残土埋立事業の終了等)

第22条の2 残土埋立事業許可を受けた者は、当該許可に係る残土埋立事業の期間が満了する日までに当該残土埋立事業が完了する見込みがないときは、同日の2月前の日までに、当該残土埋立事業による土壌の安全基準を超えた汚染及び当該残土埋立事業に使用された残土の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他の規則で定める事項を市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該残土埋立事業の期間が満了する日までに当該残土埋立事業を終了しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が当該残土埋立事業の終了に支障がないかどうかの確認を行うものとする。

3 残土埋立事業許可を受けた者は、第1項の規定により当該許可に係る残土埋立事業を終了したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該残土埋立事業について、第1項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出を行った者に通知するものとする。

5 前項の規定により、第1項の措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、直ちに、当該措置を講じなければならない。

(承継の禁止等)

第23条 残土埋立事業許可に基づく地位は、相続による場合を除くほか、これを承継することができない。

2 残土埋立事業許可を受けた者の相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該埋立事業許可に基づく地位を承継すべき者を選定したときは、その者)は、残土埋立事業許可に基づく地位を承継したときは、遅滞なく、その事実を証する書面を添付して、市長にその旨を届け出るとともに第11条の同意をした土地所有者等及び第12条の同意をした排水施設の管理者に通知しなければならない。

(残土埋立事業許可登録簿)

第24条 市長は、残土埋立事業許可登録簿を調製し、適正に管理しなければならない。

2 市長は、残土埋立事業許可登録簿を一般の閲覧に供し、かつ、請求があったときは、その写しを交付しなければならない。

3 残土埋立事業許可登録簿の調製、閲覧等に関し必要な事項は、規則で定める。

第3節 監督

(報告の徴収)

第25条 市長は、残土の埋立てを行う者若しくは残土を運搬する事業を行う者若しくはこれらの者の請負人(下請人を含む。)又は土地所有者等に対し、この条例の施行に必要な限度において、報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査)

第26条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、残土の埋立てを行う者若しくは残土を運搬する事業を行う者又はこれらの者の請負人(下請人を含む。)の事務所、事業場その他の事業を行う場所又は残土埋立事業区域の土地に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係人に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量の残土若しくは残土埋立事業区域の地下水若しくは当該残土埋立事業区域以外の地域への排水を無償で取去させることができる。

2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(緊急命令)

第27条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、残土の埋立てを行っている者若しくは行った者又は土地所有者等に対し、当該残土の埋立ての停止、現状の保全その他の当該残土の埋立てによる土壌の安全基準を超えた汚染又は当該残土の埋立てに使用された残土の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生又は拡大を防止するために必要な応急の措置を採るべきことを命ずることができる。

(1) 残土の埋立てに安全基準に適合しない残土が使用されているおそれがあると認めるとき。

(2) 残土埋立事業区域以外の地域への排水の水質が排水基準に適合していないおそれがあると認めるとき。

(3) 残土の埋立てに使用された残土が崩落し、飛散し、又は流出するおそれがあると認めるとき。

(監督処分)

第28条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例に基づき行った許可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は残土の埋立てその他の行為の停止を命じ、若しくは残土の埋立てに使用された残土(当該残土により安全基準に適合しないものとされた土壌を含む。)の全部若しくは一部の撤去その他の残土の埋立てによる土壌の安全基準を超えた汚染の防止若しくは除去若しくは当該残土の埋立てに使用された残土の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生若しくは拡大を防止するのに必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反した者

(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反した残土の埋立てその他の行為の注文主若しくは請負人(下請人を含む。)又は請負契約によらないで自ら当該行為をしている者若しくはした者

(3) 残土埋立事業許可に係る残土埋立事業を引き続き1年以上行っていない者

(4) 第14条の条件に違反している者

(5) 詐欺その他不正な手段によりこの条例の規定による許可又は承認を受けた者

第3章 地下水保全協定

(地下水保全協定)

第29条 相当規模の一団の土地に係る土地所有者等(その権利を登記により第三者に対抗できる者に限る。以下この章において同じ。)は、地下水の水質の保全を図るため、その全員の合意により、地下水の水質の保全に関

する協定（以下「地下水保全協定」という。）を締結し、市長の認可を受けることができる。

2 地下水保全協定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 地下水保全協定の代表者その他の役員
- (2) 地下水保全協定の対象となる土地の区域
- (3) 地下水の水質を保全するために必要な事項
- (4) 地下水保全協定に違反した場合の措置及びその手続
- (5) 地下水保全協定の有効期間

（地下水保全協定の認可）

第30条 市長は、前条第1項の規定による地下水保全協定の認可の申請が次の各号に該当するときは、当該地下水保全協定を認可しなければならない。

- (1) 申請手続がこの条例及びこの条例に基づく規則に違反しないこと。
- (2) 対象となる土地の利用を不当に制限するものでないこと。
- (3) 前条第2項第3号に掲げる事項が安全基準及び構造基準に反するものでないこと。

2 市長は、前項の規定による認可をしたときは、その旨を公告し、かつ、当該地下水保全協定の写しを市役所に備えて一般の閲覧に供するとともに、その対象となった土地の区域内に明示しなければならない。

（地下水保全協定の効力）

第31条 前条第2項の規定による認可の公告があった地下水保全協定は、その公告のあった後において当該地下水保全協定の対象となった土地について権利を取得した土地所有者等に対しても、その効力があるものとする。

（残土埋立事業許可の基準の特例）

第32条 残土埋立事業区域内の土地を対象として第30条第2項の規定による認可の公告があった地下水保全協定が締結されている場合において、第13条第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げる基準」とあるのは「次に掲げる基準（当該残土埋立事業区域内の土地を対象として締結されている地下水保全協定が定める地下水の水質を保全するために必要な事項で残土の埋立てに係るもののうち、市長が第30条第2項の規定により当該地下水保全協定を認可した旨を公告する際に同時に指定したものを含む。）」とする。

（地下水保全協定の細目）

第33条 地下水保全協定の変更、廃止その他必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

（手数料）

第33条の2 第9条又は第15条第1項の許可を受けようとする者は、次に定めるところにより、手数料を納めなければならない。

- (1) 残土埋立事業許可申請手数料 1件につき48,000円
- (2) 残土埋立事業変更許可申請手数料 1件につき28,000円

（委任）

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第35条 第7条の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条又は第15条第1項の規定に違反して残土埋立事業を行った者
- (2) 第16条の規定に違反して残土の埋立てを行った者
- (3) 第28条の規定による命令に違反した者

第37条 第27条の規定による命令に違反した者は、100万円以下の罰金に処する。

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第15条第8項、第17条の2、第18条又は第23条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第19条又は第20条第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第25条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(4) 第26条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第39条 第21条第3項、第22条第3項又は第22条の2第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。

第40条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前6条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して100万円以下の罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の成東町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成10年成東町条例第12号）、山武町残土の埋立てによる地下水の水質の汚濁の防止に関する条例（平成14年山武町条例第19号）、蓮沼村小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成14年蓮沼村条例第8号）又は松尾町小規模埋立事業による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成11年松尾町条例第2号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。